

○ 移送

【法12条関係】

224	<p>答申16（行情）243 「前特許庁長官の特定会社の顧問への天下り又は再就職に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">特定の元特許庁長官の再就職に関する文書を保有していないと判断したときに移送しなかったことは違法ではないとしたもの	<p>4 異議申立人のその他の主張について 異議申立人は、経済産業省が所管しているなら経済産業大臣へ移送すべきであり、文書不存在を理由として不開示決定を行うのは違法である旨主張しているが、事案の移送は、開示請求を受けた行政機関において開示請求に係る行政文書を保有している場合で、当該開示請求の処理について他の行政機関の長が行うことが適当である場合に行うものであり、文書を保有していない場合には、移送できないことから、文書を保有していないと判断した第1決定時において移送をしなかったことは違法とは言えず、異議申立人の主張を採用することはできない。</p>
4-13	<p>答申4（行情）386 「職員の兼業の許可に関する内閣官房令の策定過程における文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」</p> <ul style="list-style-type: none">開示請求を受けた移送庁が、文書を特定せず移送の手続を行い、移送庁が保有している文書の範囲を超えて文書を特定し行った原処分は、移送の手續に瑕疵があるが、移送後、審査請求人に対し必要な補正を求め、文書を特定し、審査請求人もこの点について不服を申し立てていないことから、移送の手續に瑕疵があることを理由に開示請求に係る決定を取り消すのは適当ではなく、処分庁に対する開示請求が行われたものとして扱うのが妥当とした例	<p>2 開示の経緯について (略) (2) 当審査会事務局職員をして、本件移送の経緯について諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 ア 本件開示請求は、移送庁の担当者から、開示請求書の請求対象となる文書は処分庁の所掌する業務に係るものであり、移送庁が作成主体の文書ではないため、処分庁の担当者に電話で本件移送を行いたい旨連絡し、同担当者は、開示請求書の記載内容から、内閣官房内閣人事局の所掌業務に係るものであると認識したため、本件移送を受け入れる旨回答し、本件移送がなされたものである。 イ 処分庁によれば、本件移送に当たって、上記アの電話連絡の外には、移送庁と処分庁との間で、移送庁が本件対象文書として認識した具体的な文書が何かを含めて、本件開示請求の対応について特段のやり取りはしていない。 ウ なお、本件請求文書が国家公務員法104条に基づく兼業許可基準に関する文書及びそれらの策定過程における文書であることに鑑みれば、制度所管官庁である内閣官房内閣人事局から、制度の運用のために各機関に通知している文書以外の文書については、一般に、同局で保有しているものであり、そのため、本件請求文書について、移送庁において、同局から当該通知をされた文書以外に開示請求対象文書を保有していないと考えられる。 (3) これを検討するに、本件開示請求については、法12条1項に基づき移送庁から処分庁に移送されたものであれば、上記(1)のとおり、処分庁は、移送庁が特定した文書について、不開示情報該当性の判断を行い、開示決定等を行えば足りる。しかしながら、上記(2)のとおり、移送庁において文書の特定をしておらず、そのため、処分庁において、審査請求人に確認をした上で補正を行い、移送庁が保有していない行政文書も含め、本件対象文</p>

書を特定したものである。

諮問庁の上記（２）の説明によれば、処分庁は、移送庁により特定された具体的な文書について確認することもなく本件移送を受けたものであり、開示請求を受けた行政庁が保有していない行政文書の移送はあり得ないことも踏まえると、本件移送については、法１２条に基づく移送が適切になされたとはいえず、原処分は、その手続に瑕疵があるといわざるを得ない。

しかしながら、本件においては、処分庁は、移送庁から開示請求書の送付を受けた後、審査請求人に対して必要な補正を求め、移送庁において保有している文書の範囲を超えて、文書を特定し、開示決定等をしており、かつ、審査請求人もこの点についての不服を申し立てていないことから、移送の手続に瑕疵があることを理由に、本件開示請求に係る決定を取り消すことは適当ではなく、処分庁に対する開示請求が行われたものとして扱うのが妥当である。

(略)

４ 付言

本件移送に関し、移送庁から処分庁に送付された文書（「開示請求に係る事案の移送について」）においては、開示請求に係る行政文書名として、開示請求書に記載された本件請求文書の表記がそのまま記載されており、具体的な行政文書の名称が明らかにされていない。

法１２条１項に基づく事案の移送については、移送をする行政機関の長において開示請求対象文書を特定し、当該特定された文書の開示・不開示の判断を他の行政機関の判断に委ねる方が適当な場合に、移送されるものであるところ、移送の際に、移送に係る文書の名称が明示されている必要がある。移送をする行政機関の長は、開示請求に係る行政文書について必要な補正等を行うとともに、開示請求に係る文書を保有していない場合には不開示決定を行うなど必要な開示決定等を行わなければならない。また、移送を受ける行政機関は、同項に基づく移送の協議において、開示請求の対象となる行政文書が一義的に特定されているか確認しなければならない。移送庁及び処分庁は、今後の対応において、この点につき留意すべきである。